

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく

## 株式会社 四国中央市総合サービスセンター

### 行動計画

次のように行動計画を策定する。

(目的)

- (1) すべての従業員が仕事と子育てを両立することができ、その能力を十分に発揮することができるようにする。
- (2) すべての従業員が男性・女性の性別にかかわらず、よりよい労働環境のもと長く働ける体制を整える。

(策定日)

令和4年2月25日

(計画期間)

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(行動内容)

目的(1)の達成のため、以下のことを行う。

- (1) 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施。
- (2) 男性の子育て目的の休暇の取得促進。
- (3) 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。

目的(2)の達成のため以下の数値目標を定め、待遇改善等に取り組んでいく。

平均勤続年数を男女ともに2年上昇させる。

(実施時期)

令和4年4月1日より実施

以上。

## 行動計画策定にあたって調査した事項（令和3年12月現在）

### 【目的（1）に関する事項】

1. 妊娠・出産を機に退職する労働者がどれくらいいるか。  
該当者なし。
2. 子育て中の労働者がどれくらいいるか。  
18歳未満の子供を養育している従業員数  
66名（シルバー人材センター派遣を除く113名のうち58.4%）
3. 育児休業、子の看護休暇、育児のための柔軟な働き方などの、性別や年齢別の利用者数はどうなっているのか。平均的な利用時間はどのくらいか。休業者が行っていた業務はどのように処理されているか。  
育児休業  
（書類が残る平成26年から）3名が取得。  
子の看護休暇  
（就学前児童が1子の場合5日、2子の場合10日の看護休暇あり）  
4名が取得。
4. 育児のための柔軟な働き方  
（育児のための時間外労働制限および労働時間制限あり）  
1名が利用。
5. 平均してどれくらいの法定時間外労働をしているか。  
休日出勤含む法定時間外労働平均は一年で月1.25時間（最大月2.44時間：最小月0.03時間）  
（短時間パート、シルバー人材センター派遣は時間外労働無し）

### 【目的（2）に関する基礎項目】

1. 採用した労働者に占める女性労働者の割合  
（令和2年度 採用者総数20名 内女性17名）  
女性採用率 85%
2. 男女の平均勤続年数の差異  
男性の平均勤続年数（5年以上勤務対象）  
10年4カ月  
女性の平均勤続年数（5年以上勤務対象）  
12年2カ月
3. 労働者の各月ごとの平均残業時間数  
対象労働者（正規社員、長時間パート）計74名

(調査対象期間令和2年12月～令和3年11月)(単位:時間)

|        |      |      |      |      |      |      |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| 12月～5月 | 1.21 | 2.09 | 1.12 | 1.31 | 0.03 | 0.43 |
| 6月～11月 | 1.33 | 1.13 | 0.82 | 0.45 | 2.35 | 2.44 |

その他の労働者(短時間パート33名、シルバー人材センター13名)

調査期間に残業なし。

#### 4. 管理職に占める女性労働者の割合

対象主任19名(内女性18名)

女性管理職94%